

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表2あいの里地区地区整備計画区域の項集合住宅地区の目ア欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同項沿道地区の目ア欄及び業務関連施設地区の目ア欄中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同表テクノパーク地区地区整備計画区域の項研究・開発業務地区の目ア欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に、「又は観覧場のうち、客席の部分」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令第130条の7の3で定めるもの(以下「劇場等」という。)の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」に改め、同表新川第一地区地区整備計画区域の項工業業務地区の目ア欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に、「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場等」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項流通・運輸業務地区の目ア欄中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち、客席の部分」を「劇場等の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」に改め、同表米里北地区地区整備計画区域の項工業業務地区の目ア欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同項流通・工業A地区の目ア欄中「、第3号」を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)、図書館その他これらに類する

もの

(2) 別表 2 米里北地区地区整備計画区域の項流通・工業 B 地区の目ア欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表菊水 8 条 4 丁目地区地区整備計画区域の項集合住宅地区の目ア欄中「の各号」を削り、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同項職住地区の目ア欄中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場等」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表道庁東地区地区整備計画区域の項道庁東（南街区）地区の目ア欄中「の各号」を削り、「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場等」に改め、同表 J R 琴似駅周辺地区地区整備計画区域の項駅南口 A 地区の目ア欄中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項駅周辺 A 地区の目ア欄中「第 2 条第 1 項第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項駅周辺 B 地区ア欄及び駅周辺 C 地区の目ア欄中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項駅周辺 D 地区の目ア欄中「の各号」を削り、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表南 2 西 3 南西地区地区整備計画区域の項都心商業地区の目ア欄中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表創世交流拠点地区地区整備計画区域の項創世交流拠点（北 1 西 1 街区）地区の目ア欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表北 8 西 1 地区地区整備計画区域の項機能複合地区の目ア欄中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表北 4 東 6 周辺地区地区整備計画区域の項公共公益地区の目ア欄中「劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場」を「劇場等、公会堂又は集会場」に改め、同表 J R 苗穂駅周辺地区地区整備計画区域の項住宅・商業複合 B 地区の目ア欄中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同目キ欄を次のように改める。

外壁等（高さが 12 メートル以下、かつ、隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。）を延長した線からの距離が 85 メートル以下の部分に限る。）の面から都市計画道路北 3 条通（苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北 3 条通の部分を除く。）の道路境界線（隅切部分を	4
---	---

除く。)までの距離	
外壁等（高さが12メートル以下、かつ、隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。）を延長した線からの距離が46メートル以下の部分に限る。）の面から都市計画道路北3条通（苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北3条通の部分を除く。）の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離	61
外壁等（高さが12メートルを超え、かつ、隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。）を延長した線からの距離が85メートル以下の部分に限る。）の面から都市計画道路北3条通（苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北3条通の部分を除く。）の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離	22
外壁等（隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。）を延長した線からの距離が85メートルを超える部分に限る。）の面から都市計画道路北3条通（苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北3条通の部分を除く。）の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離	54
外壁等の面から市道北3東10中通線（歩道状空地1号に接する部分に限る。）までの距離	0.5
外壁等（高さが12メートル以下、かつ、隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。）からの距離が103メートルを超える部分に限る。）の面から隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分に限る。）までの距離	当該外壁等の面と基準線が交わる点から基準点までの距離について、都市計画道路北3条通の道路境界線（苗穂駅南口駅前広場である都市計

	<p>画道路北 3 条通の部分を除く。) と当該基準線が交わる点から当該基準点までの水平距離の数値から 54 を減じて得た数値</p>
<p>外壁等 (高さが 12 メートルを超え、かつ、隣地境界線 (鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。) からの距離が 48 メートルを超え 85 メートル以下の部分に限る。ただし、自動車車庫の用途に供し、かつ、高さが 45 メートル以下である部分を除く。) の面から隣地境界線 (鉄道の線路敷地との境界である部分に限る。) までの距離</p>	<p>当該外壁等の面と基準線が交わる点から基準点までの距離について、都市計画道路北 3 条通の道路境界線 (苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北 3 条通の部分を除く。) と当該基準線が交わる点から当該基準点までの水平距離の数値から 57 を減じて得た数値</p>
<p>外壁等 (高さが 12 メートルを超え、かつ、隣地境界線 (鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。) からの距離が 85 メートルを超える部分に限る。) の面から隣地境界線 (鉄道の線路敷地との境界である部分に限る。) までの距離</p>	<p>当該外壁等の面と基準線が交わる点から基準点までの距離について、都市計画道路北 3 条通の道路境界線 (苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北 3 条通の部分を除く。) と当該基準線が交わる点から当該基準点までの水</p>

	平距離の数値から54を減じて得た数値
外壁等（高さが12メートルを超え45メートル以下であり、かつ、隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。）からの距離が17メートル以下の部分に限る。）の面から隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分に限る。）までの距離	当該外壁等の面と基準線が交わる点から基準点までの距離について、都市計画道路北3条通の道路境界線（苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北3条通の部分を除く。）と当該基準線が交わる点から当該基準点までの水平距離の数値から86を減じて得た数値
外壁等（高さが12メートルを超え45メートル以下であり、かつ、隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除く。）からの距離が17メートルを超え48メートル以下の部分に限る。）の面から隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分に限る。）までの距離	当該外壁等の面と基準線が交わる点から基準点までの距離について、都市計画道路北3条通の道路境界線（苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北3条通の部分を除く。）と当該基準線が交わる点から当該基準点までの水平距離の数値から79を減じて得た数値
外壁等（高さが45メートルを超え、かつ、隣地境界線（鉄道の線路敷地との境界である部分を除	当該外壁等の面と基準線が交わる点から

<p>く。)からの距離が48メートル以下の部分に限る。)の面から隣地境界線(鉄道の線路敷地との境界である部分に限る。)までの距離</p>	<p>基準点までの距離について、都市計画道路北3条通の道路境界線(苗穂駅南口駅前広場である都市計画道路北3条通の部分を除く。)と当該基準線が交わる点から当該基準点までの水平距離の数値から61を減じて得た数値</p>
--	---

- (3) 別表2 大通交流拠点地区地区整備計画区域の項大通交流拠点(北街区)地区の目ア欄及び大通交流拠点(南東街区)地区の目ア欄中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削る。

附 則

この条例は、公布の日後最初のあいの里地区地区整備計画区域、テクノパーク地区地区整備計画区域、新川第一地区地区整備計画区域、米里北地区地区整備計画区域、菊水8条4丁目地区地区整備計画区域、道庁東地区地区整備計画区域、JR琴似駅周辺地区地区整備計画区域、南2西3南西地区地区整備計画区域、創世交流拠点地区地区整備計画区域、北8西1地区地区整備計画区域、北4東6周辺地区地区整備計画区域、JR苗穂駅周辺地区地区整備計画区域及び大通交流拠点地区地区整備計画区域に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の告示があった日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、JR苗穂駅周辺地区ほか12地区の地区整備計画の区域における建築物の用途に関する制限を変更する等のため、本案を提出する。